【表面】

年度　国民健康保険税 納税通知書

金融機関名					
口座種別		振替区分		口座番号	
名義人					
納組コード		納組名称			

納税義務者			
生年月日		性別	
住所			

年度　国民健康保険税の算定明細

被保険者番号		通知書番号	

区分	医療分 課税標準額	税率	税額(円)	支援金分 課税標準額	税率	税額(円)	介護分 課税標準額	税率	税額(円)	子ども分 課税標準額	税率	税額(円)
所得割	円	× %		円	× %		円	× %		円	× %	
資産割	円	× %		円	× %		円	× %		円	× %	
均等割	人	円		人	円		人	円		人	円	
平等割額												
合計(A)												
軽減額	軽減区分			軽減区分			軽減区分			軽減区分		
	所得割額			所得割額			所得割額			所得割額		
	均等割額			均等割額			均等割額			均等割額		
	平等割額			平等割額			平等割額			平等割額		
	軽減額計(B)			軽減額計(B)			軽減額計(B)			軽減額計(B)		
限度超過額(C)												
増減調整額(D)												
条例減免額(E)												
減免額(F)												
年税額 (A−B−C+D−E−F)	①				②			③			④	

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

年税額 (①＋②＋③＋④)	

国民健康保険税個人明細書

通知書番号	

被保険者氏名	有資格者月数（上段：医療・支援金・子ども，下段：介護） 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	所得割	資産割

普通徴収	期別	納付額	納期限
	1期	円	
	2期	円	
	3期	円	
	4期	円	
	5期	円	
	6期	円	
	7期	円	
	8期	円	
	9期	円	
	随時期	円	
	随時期	円	
	随時期	円	
	随時期	円	

特別徴収	月別	徴収額
	4月	円
	6月	円
	8月	円
	10月	円
	12月	円
	2月	円

【裏面】

国民健康保険税の賦課について

1．課税の根拠について

地方税法、国民健康保険法及び宍粟市国民健康保険税条例の規定により、当市に住所を有する国民健康保険の被保険者である世帯主が納税義務者(世帯主が他保険加入者でも世帯内に国民健康保険加入者がいるときは世帯主が納税義務者となります。)となり、国民健康保険税が課せられます。また、納期限までにこの税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金にかかる徴収金を完納しない場合においては、滞納処分を受けることになります。

2．国民健康保険税の算出について

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分の合計額になります。
(介護納付金分は40歳から64歳までの方が対象、③18歳以上均等割額は子ども・子育て支援納付金分のみ)

①所得割額	課税標準額(前年中の所得から基礎控除額を控除した額)に税率を乗じた額です。
②均等割額	被保険者数に1人あたりの金額を乗じた額です。(子ども・子育て支援納付金分は、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る均等割額が全額減額)
③18歳以上均等割額	18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者数に1人あたりの金額を乗じた額です。
④平等割額	一世帯あたりの金額です。

医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分は①+②+④の合計額、子ども・子育て支援納付金分は①+②+③+④の合計額が、それぞれ限度額を超える場合は、限度額が税額となります。年間保険税額は100円未満の端数処理後の金額です。

3．不服申立てについて

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して文書で審査請求をすることができます。この国民健康保険税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宍粟市を被告として(宍粟市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分の日から1年を経過するとこれらの訴えを提起することができません。

4．国民健康保険税の特別徴収について

(1) 世帯主を含む国民健康保険の被保険者全員が65歳から74歳の方で、次の条件をすべて満たす場合の国民健康保険税は、特別徴収(世帯主の年金からの天引き)されます。
ア.年額18万円以上の年金を受給していること。
イ.介護保険料の特別徴収対象者であること。
ウ.隔月の年金から天引きする国民健康保険税と世帯主の介護保険料の合計額がその月の特別徴収対象年金額の2分の1を超えていないこと。(※10月以降の年金から天引きする国民健康保険税は(2)で計算した額として判定します)

(2) 4、6月及び8月の仮徴収額は、前年度の2月分と同額が徴収されることになり、10月、12月及び翌年2月の徴収額は、決定した年税額から仮徴収額及び普通徴収税額を差し引いた金額のそれぞれ3分の1に相当する金額となります。

(3) 翌年の4月、6月、8月の仮徴収額は、翌年2月分と同額が徴収されることになります。

5．納付場所について

・宍粟市役所 会計課、各市民局 まちづくり推進課
・西兵庫信用金庫、兵庫西農業協同組合、ハリマ農業協同組合、みなと銀行(県内)、淡陽信用組合、ゆうちょ銀行及び郵便局(近畿2府4県内)、コンビニエンスストア(対応店舗は納付書の裏面に記載。30万円以下の納付書に限ります)
・地方税統一QRコード対応金融機関(納付書の表面にeLマークが印字されている場合に限ります)
・地方税お支払サイト(https://www.payment.eltax.lta.go.jp/ 納付書の表面にeLマークが印字されている場合に限ります)
クレジットカード(手数料を負担いただきます)、インターネットバンキング、スマホアプリなど。納付方法は地方税お支払サイトで確認ください。
・F-REGI公金支払サイト(https://koukin.f-regi.com/fc/shiso_city/)
クレジットカード(手数料を負担いただきます):F-REGI公金支払サイトにアクセスし、納付書に記載された納付番号と確認番号を入力して納付ください。
・スマホアプリ:アプリを起動して、納付書表面のバーコードを読み取って確認ください。
対応アプリ:PayPay、楽天銀行アプリ、PayB、auPAY

※裏面記載事項については、一部変更があります。
契約後に別途指示します。